国会事項

参議院

報告書受領

九月十日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十四年度における予算使用の状況（平成二十四年度出納整理期間を含む。）の報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十五年度第一・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十五年度第一・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

人事異動

国家公安委員会

（警察庁長官官房付）警視長　杉山　明
山形県警察本部長を命ずる
（警察庁情報通信局情報通信企画課長）警視監　相浦　勇二
群馬県警察本部長を命ずる
（警察庁長官官房付）同　山崎　晃義
長野県警察本部長を命ずる（以上九月十日）

警察庁

（長野県警察本部長）警視監　佐々木真郎
警察大学校警察政策研究センター所長を命ずる
（警察大学校副校長兼警察庁長官官房審議官（刑事局担当））同　辻　義之
兼生活安全局付）同　嶋崎　郁
警察大学校警察政策研究センター所長事務取扱を免ずる
（群馬県警察本部長）同　嶋崎　郁
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　嶋崎　郁
外務省に出向させる
（山形県警察本部長）警視長　世取山　茂
警察庁刑事局捜査第二課長を命ずる
（警察庁刑事局捜査第二課長）同　貴志　浩平
警視監に任命する
警察庁情報通信局情報通信企画課長を命ずる
（徳島県警察本部警務部長）警視正　池田　泰昭
警察庁事務官に任命する
警察大学校術科教養部長兼教授を命ずる
（警察大学校副校長兼警察庁長官官房審議官（刑事局担当））兼生活安全局付）警視監　辻　義之
警察大学校術科教養部長事務取扱を免ずる（以上九月十日）

総務省

兼川　真紀　玉井　清　時任　英人
総務省独立行政法人評価委員会委員に任命する
期間は平成二十五年七月一日から平成二十八年三月三十一日までとする（各通）

梅比良正弘　土井美和子　水野　秀樹
総務省独立行政法人評価委員会委員に任命する
期間は平成二十五年七月一日から平成二十七年六月三十日までとする（各通）（以上七月一日）

釜江　廣志　重川　純子　米山　高生
総務省独立行政法人評価委員会委員に任命する
期間は平成二十五年八月十日から平成二十七年八月九日までとする（各通）（八月十日）

皇室事項

認証官任命式

九月十一日午後三時三十分、宮中において、特命全権大使川原英二、同北原巖、同津田愼悟、同兒玉和夫、同西岡周一郎、同小川正史及び同鈴木量博の認証官任命式が行われた。

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

臼尻地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定に基づき、次のとおり臼尻地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成 25 年９月 17 日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のとおり」は省略し、臼尻地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部整備課及び北海道開発局開発監理部総務課並びに同局函館開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

追直地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定に基づき、次のとおり追直地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成 25 年９月 17 日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のとおり」は省略し、追直地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部整備課及び北海道開発局開発監理部総務課並びに同局室蘭開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

大津地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定に基づき、次のとおり大津地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成 25 年９月 17 日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のとおり」は省略し、大津地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部整備課及び北海道開発局開発監理部総務課並びに同局帯広開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

下関地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第５項の規定に基づき、次のとおり下関地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成 25 年９月 17 日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のとおり」は省略し、下関地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部整備課及び山口県庁及び下関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公告

諸事項

工場財団

東京都千代田区神田神保町二丁目１番地**北海道糖業株式会社**の工場財団に北見市北上101番地北海道糖業株式会社北見製糖所及び中川郡本別町勇足53番地１北海道糖業株式会社本別製糖所並びに伊達市館山下町１番地の８北海道糖業株式会社道南製糖所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年９月 17 日

釧路地方法務局北見支局

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　アマデウスアドバイザーズ株式会社
２．本店所在地　東京都港区赤坂一丁目九番十五号
３．登録番号　関東財務局長（金商）第2111号
４．行政処分の年月日　平成25年９月６日
５．行政処分の内容
平成25年９月６日から平成25年12月５日の間、新たな投資一任契約の締結を停止すること。

平成 25 年９月 17 日

関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者の登録取消し処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、次のとおり同法第29条の金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　株式会社ディベックス
２．本店所在地　東京都中央区日本橋小網町18番11号
３．登録番号　関東財務局長（金商）第1381号
４．登録年月日　平成19年９月30日
５．登録の取消年月日　平成25年９月６日

平成 25 年９月 17 日

関東財務局長　坂本　正喜